**死亡届後の手続きについて（亡くなった方の住民票が朝倉市の場合）**

**死亡届を出された翌々開庁日以降に手続きをお願いいたします。**

（例：金曜日～日曜日に出された方は、火曜日以降にお越しください。）

**本庁：各担当課**

**朝倉支所、杷木支所：市民窓口係 でお手続きをお願いいたします。**

手続きの際には、**印鑑（認印）**をご持参ください。

**市民課　戸籍住民係**

**□　亡くなった方が世帯主の場合　→　世帯主変更の届出**※14日以内に手続きをしてください。

**保険年金課**

**□　国民健康保険**（該当者のみ）

　＊持参物…国民健康保険証、会葬御礼または葬儀の領収書等、喪主の印鑑、喪主の口座番号

その他朝倉市国民健康保険から交付された証（高齢受給者証、限度額認定証など）

個人番号（通知）カード…亡くなった方と世帯主、世帯主変更がある場合は新世帯主分

　※亡くなった方が世帯主の場合、必ず世帯主変更の届出をしてください。

**□　後期高齢者医療**（該当者のみ）

75歳以上（一定の障がいをお持ちの方は65歳以上）の人

　＊持参物…後期高齢者医療被保険者証、会葬御礼または葬儀の領収書等、喪主の印鑑、

喪主の口座番号、相続人の印鑑、相続人の口座番号

**□　年金**（亡くなった方が国民年金のみ受給していた場合）

　＊持参物…事前に保険年金課にお問い合わせください。

　※亡くなった方が厚生年金を受給していた場合は、

南福岡年金事務所（℡０９２－５５２－６１１２）へ、

共済年金を受けていた場合は共済組合へお問い合わせください。

**□　障がい者の医療**（該当者のみ）　　　　　＊持参物…重度障害者医療受給者証

**□　子ども医療**（該当者のみ）　　　　　　　 ＊持参物…子ども医療受給者証

**□　ひとり親家庭等の医療**（該当者のみ） 　＊持参物…ひとり親家庭等医療受給者証

**子ども未来課**

**□　児童手当**（受給者もしくは支給対象児童）

**□　児童扶養手当**（受給者もしくは支給対象児童）　＊持参物…児童扶養手当証書

**□　特別児童扶養手当**（受給者もしくは支給対象児童）　＊持参物…特別児童扶養手当証書

**□　保育所（園）・学童保育所**（入所児童がいる世帯）

**介護サービス課**

**□　介護保険**（保険証の交付を受けている方）

　＊持参物…介護保険被保険者証、相続人の印鑑、保険料還付先となる相続人の口座番号

　　　　　　（65歳未満の方で、要介護認定を受けてある方は、保険料還付用口座は、必要ありません）

**福祉事務所**

**□　身体障害者手帳**

**□　療育手帳**

**□　精神障害者保健福祉手帳**＊該当される方は各手帳をご持参ください

**※裏面もご覧ください**

**水道課**

**□　上水道料金**（該当世帯のみ）

＊使用者・所有者・料金引落口座名義変更の届出…継続して水道を使用する場合

＊水道使用中止届…水道の使用を止める場合

**□　簡易水道使用料**（該当世帯のみ）

＊使用者・所有者・料金引落口座名義変更の届出…継続して簡易水道を使用する場合

＊簡易水道使用廃止届…簡易水道の使用を止める場合

**下水道課　下水道サービスセンター**

**□　下水道（浄化槽）使用料**（該当世帯のみ）

＊　使用者・使用人員変更の届出

　　　　　井戸水もしくは井戸水と上水の両方を使用している世帯、使用者が亡くなった場合

＊　排水施設使用休止・廃止の届出

　　　　一人世帯の方が亡くなった場合

**□　下水道（浄化槽）受益者変更の届出**（該当世帯のみ）

＊手続きの有無は担当者にお問い合わせください

**税務課**

**□　亡くなった方名義の軽自動車等の廃車、名義変更の届出**（該当者のみ）

　　＊原動機付自転車（１２５㏄以下のバイク）や小型特殊自動車（トラクター等）の名義変更、廃車手続きは、ナンバープレートと印鑑（認印）を必ずご持参ください。

　　　ただし、軽自動車（軽四輪、軽三輪）は、軽自動車検査協会、１２５㏄以上２５０㏄以下のバイク）は、全国軽自動車協会連合会、二輪の小型自動車（２５０㏄を超えるバイク）は、九州運輸局福岡運輸支局での手続きです。

**□　口座振替の終了の届出**（該当者のみ）

**□　相続人代表者の届出**

**都市計画課**

**□　市営住宅**（該当世帯のみ）

＊　同居者異動届出（本庁、支所での手続きが可能です）

　　　　　同居者が亡くなった場合

**＊　入居承継承認申請書　等（本庁でのみ手続きが可能です）**

　　　　契約者本人が死亡した場合

**農林課　（朝倉支所）**

* **農地もしくは森林の相続の届出**（該当世帯のみ）

＊相続により農地もしくは森林の権利を取得した場合は届出をしてください。

* その他市役所から交付を受けてあった証書手帳等がありましたら、ご持参ください。

**問い合わせ先　　　　　朝倉市役所　☎（**0946**）２２－１１１１（代表）**

**開庁日時　月～金曜日　８：30～17：15**

**（祝祭日・年末年始を除く）**